

法人旅費規程

(目的) この規定は、社会福祉法人 恵福社会の評議員、理事、監事の公務にかかる旅費について定めたものである。

(適用範囲) この規定は評議員、理事、または監事について適用する。

(平成28年12月24日臨時理事会により議決)

(旅費の定義) この規定に基づく旅費とは、交通費、宿泊費のことをいう。また、公務のためやむを得ず帰路に要する旅費についてもこれに含むものとする。

(出張の区分) 出張とは、以下のとおり区分する。

一 日帰り出張

日帰り出張とは、片道100km以上の用務先に赴き、当日中に帰着することが可能なものであり、理事長がみとめたものとする。

二 宿泊出張

宿泊出張とは、日帰り出張以外の地域への宿泊を伴う出張であり、理事長が認めたものとする。

第1条 この規定は、社会福祉法人 恵福社会の評議員、理事、監事が公務のために出席する旅費について必要な基準を定めることを目的とする。
以上のことは、平成18年12月24日の理事会において、決定したものである。

1.報酬として1回5,000円を旅費代を含めて支給する。(役員報酬規程参照)

(令和2年10月29日 監査指摘による)

(令和3年1月30日 理事会により議決)

ただし、園職員においては、旅費は支給しない。

(平成19年9月20日 監査指摘による)

第2条 利用する交通手段は、原則として、鉄道、船舶、飛行機、バスとする。

2 前項に関わらず、理事長が必要と認めた場合には、タクシーまたは自動車を利用できるものとする。

3 宿泊については、全額負担とする。

(平成22年10月21日 監査指摘による)

(平成23年3月19日 理事会により議決)